



各 位

平成 18 年 5 月 19 日

会 社 名 大 村 紙 業 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 村 日 出 雄

(コード番号：3953)

問 合 せ 先 常 務 取 締 役

管 理 部 長 牧 山 光 人

(TEL.0467-52-1032)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日に開催予定の第 4 2 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 会社法第 939 条第 1 項第 3 号の規定に従い、電子公告制度を採用し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を明確にするため、現行定款第 4 条(公告の方法)の条文を変更するものであります。

(2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため第 6 条(株券の発行)を新設するものであります。

(3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

(4) 会社法第 310 条第 5 項の規定に従い、代理人の数を限定する旨、現行定款第 15 条(議決権の代理行使)の条文を変更するものであります。

(5) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことが出来るよう、第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

(6) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 42 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。

(7) 会社法第 326 条第 2 項の規定に伴い、当会社に設置する機関を定めるため、第 19 条(取締役会の設置)、第 31 条(監査役および監査役会の設置)、第 43 条(会計監査人の設置)を新設するものであります。

(8) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

(9) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて、必要な規定の変更、修正、および新設を行うものであります。

(10) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、16,000,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、1単元の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 剰余金の配当を受ける権利 3. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 4. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り等株式に関する取扱及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第三章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>(第11条より移行)</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>第14条へ移行</p> <p>第14条へ移行</p> <p style="text-align: center;">第三章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の最終日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に、取締役会の決議によって招集する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日（以下、定時総会基準日という。）の最終の株主名簿に記載または記録された議決権ある株主をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ一定の日（以下、臨時総会基準日という。）の最終の株主名簿に記載された株主または、登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(招 集 権 者 及 び 議 長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行うものとする。</p> <p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(取 締 役 の 員 数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(取 締 役 の 選 任)</p> <p>(新 設)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(招 集 権 者 及 び 議 長)</p> <p>第15条 現行どおり</p> <p>(決 議 の 方 法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議 決 権 の 代 理 行 使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第18条 株主総会における議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>(取 締 役 会 の 設 置)</p> <p>第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取 締 役 の 員 数)</p> <p>第20条 現行どおり</p> <p>(選 任 方 法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 現行どおり</p> <p>(解 任 方 法)</p> <p>第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。 但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第21条</u> 代表取締役は、<u>当会社を代表し、社長とする。</u></p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議をもって当会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 当会社は、取締役会の決議をもって取締役の中から代表取締役社長1名を選任し、必要に応じ取締役会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選出することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名捺印又は電子署名するものとする。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第23条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第24条</u> 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 現行どおり</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第26条</u> 当会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役、監査役がこれに署名もしくは記名捺印し、又は電子署名するものとする。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第28条</u> 現行どおり</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、<u>商法第266条第12項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同条第1項第5号</u>の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第28条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p><u>第30条</u> 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、監査役の補欠者をあらかじめ選任(以下「予選」という)することができる。補欠監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与其他職務の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p><u>第31条</u> 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第32条</u> 現行どおり</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第33条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>2</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(解任方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる<u>株主</u>の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3 前条1項第に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第32条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名を行うものとする。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか監査役会において監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第37条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>それぞれ株主総会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3 (削除)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第37条</u> 現行どおり</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第38条</u> 現行どおり</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p><u>第39条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第40条</u> 監査役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか監査役会において監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第41条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項</u>の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (新 設) | 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度は、法令が規定する額とする。</u> |
| (新 設) | 第六章 会計監査人 |
| (新 設) | <u>(会計監査人の設置)</u> |
| (新 設) | 第43条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u> |
| (新 設) | <u>(選任方法)</u> |
| (新 設) | 第44条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u> |
| (新 設) | <u>(任期)</u> |
| (新 設) | 第45条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> |
| (新 設) | 2 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u> |
| (新 設) | <u>(報酬等)</u> |
| 第六章 計 算 | 第七章 計 算 |
| <u>(営業年度及び決算期)</u> | <u>(事業年度)</u> |
| 第39条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度末日を決算期とする。</u> | 第47条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1年とする。</u> |
| <u>(利益配当金)</u> | <u>(期末配当金)</u> |
| 第40条 <u>当社の利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払う。</u> | 第48条 <u>当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。</u> |
| <u>(中間配当金)</u> | <u>(中間配当金)</u> |
| 第41条 <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を行うことができる。</u> | 第49条 <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。</u> |
| <u>(配当金の除斥期間)</u> | <u>(配当金の除斥期間等)</u> |
| 第42条 <u>利益配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> | 第50条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u> |
| 2 <u>未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけないものとする。</u> | 2 <u>前項の金銭には利息をつけないものとする。</u> |

以上